

習志野市障がい者基本計画等策定委員会設置要領

制定 平成17年5月16日

改正 平成18年5月26日

改正 平成26年2月13日

改正 平成26年4月9日

改正 令和4年6月20日

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画（以下「障害者基本計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を策定又は変更するため、習志野市障がい者基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(策定委員会)

第2条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者当事者又はその家族
 - (2) 知識経験者
 - (3) 関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
 - (4) 本市の住民（本市在住、在勤、在学の20歳以上の者）
- 2 策定委員会に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 委員の任期は、障害者基本計画、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の策定又は変更の完了までとする。
 - 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 策定委員会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 策定委員会の議事進行及び整理は会長が行う。
- 3 会長は、会議において関係者の出席及び、関係部課等に関係資料の提出を求めることができる。

(任務)

第4条 策定委員会は、障害者基本計画、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の策定又は変更に関することについて協議及び検討する。

(事務)

第5条 策定委員会の事務は、障がい福祉担当課において処理をする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月16日に施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月26日に施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月13日に施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月9日に施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月20日に施行する。